

添架申請書兼契約書

申請年月日 年 月 日

申請者(乙) 住所

電話
申請者名

代表者名

印

承諾者(甲) 横浜市中区山下町198
東日本電信電話株式会社
神奈川事業部長 中西裕信

印

甲及び乙は、甲の所有する電柱に対する乙の
下記事項のとおり同意し契約する。

添架申請について、

記

- 添架設備物の位置 別添添架位置図のとおり
- 添架電柱本数 本 (添架設備一覧表のとおり)
- 添架物件 添架設備一覧表のとおり
- 添架工事実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 添架料金 無償とする。
- 添架条件
 - 添架用腕は、甲の腕と別個にすること。
 - 添架(機器等設置)工事は、甲の定める工法及び甲の指示に基づき乙が施工すること。
 - 添架線条等(設置機器)の保守・維持管理は、甲の設備及び業務に支障をきたさないよう配慮し、乙が行うこと。
 - 甲が添架(機器設置)電柱の建替、移転等を必要とするときは、甲の指示により速やかに措置することとし、これに掛かる費用は乙が負担すること。
又、乙が設置した設備に対し第三者からの問題提起があった場合の対応は、乙が行うこと。
 - 甲の添架電柱に対し、前3項に定める添架設備以外の一切の物件を添架しないこと。
 - 前号に違反する場合は、添架承諾を取消されても異議の申し立ては行わないこと。
 - 添架を廃止しようとする場合は、その1か月前までに甲に通知すること。
 - 添架を廃止したとき、甲の業務上の都合により添架設備の撤去又は変更をもとめられたとき、及び契約を取り消された場合は、速やかに添架設備を乙の費用負担において撤去又は変更すること。

